

研究ノート

私的整理の研究 10

四宮章夫

I 緒論

これまでに、弁護士として私が遂行してきた私的整理の実務例の中から、先ず、事業廃止・法人清算を目的とするものを選び、私的整理の研究8（産大法学51巻3号237頁以下）では小規模な案件につき、私的整理の研究9（産大法学51巻4号136頁以下）では平均的な中小企業案件について、それぞれ紹介してきた。

今回は、事業存続を目的とする法人清算型2件について紹介したい。

II N株式会社

1 はじめに

N株式会社は、古物営業を営んでいた創業社長が個人事業を2005年に法人成りさせた株式会社であるが、その後宝飾品販売事業を展開するに至り、直営店3店と、フランチャイジー5店によるフランチャイズ事業を行ってきたが、我国の宝飾品市場の規模は2005年の1兆2677億円から2011年の8945億円と急速に縮小したこともあって⁽¹⁾、同社は、2012年2月29日決算期末において、総額金299,443,510円の負債を負担し、売上に比し、金融機関借入金があまにも過大な状況に陥った。

N株式会社は、中小企業再生支援協議会の支援により、金融機関債権者からリスケジュールを取付けたほか、地域経済活性化の促進策として経済産業省を中心に関係各省連携のもとに創設された中小企業元気ファンド

によって、債権の一部買取の援助を受けたものの、過大債務の削減に失敗したことから、赤字体質より脱却することができず、中小企業金融円滑化⁽²⁾法による元金の支払い猶予を得てきたが、時限立法であった同法の終了を控えてなお経営再建策を立案することができなかった。

そこで、N株式会社の2代目社長のHKは、自社従業員の雇用を可能な限り守ることを主目的として検討を進め、宝飾品販売のフランチャイズ事業については、直営店をフランチャイズシステムから独立させて、従業員たちが設立する新会社に事業を譲渡する手法を採用し、フランチャイジーとの契約関係については、フランチャイザーの地位の承継希望者を募って、フランチャイズ事業の譲渡を試み、古物営業についても、新しいスポンサーを募って、事業譲渡又は会社分割の方法で事業の承継を図ることとし、N株式会社自身は、私的整理の方法により清算することを決意するに至った。

2 各事業の譲渡

① 古物営業

古物営業について、スポンサーを募ることにしたが、経営破綻が公知の事実となると同時に、古物の仕入れが不可能となり、忽ち事業継続が困難となるため、N株式会社は、スポンサー候補者となりそうな投資家、ファンド、同業者等につき慎重に検討を加え、順次、その意向を打診した結果、A株式会社に関心を示した。

そこで、N株式会社は、A株式会社から資料Ⅱ-1の秘密保持誓約書を徴求の上で、同会社に対して、過去3期間の決算書や直近の合計残高試算表、および債権者名簿等を提供し、支援の意思を確認の上で、資料Ⅱ-2の基本合意書を締結し、古物営業に関する財務、法務等のデュー・デューリジェンスに応じた。

【資料Ⅱ-1】 秘密保持誓約書

秘密保持誓約書

A 株式会社（以下「甲」という）は、N 株式会社（以下「乙」という）に対し、甲が乙から会社分割又は事業譲渡等を受けるか否かについて検討することを目的（以下「本目的」という）として、甲が乙から開示を受ける情報の秘密保持に関し、以下のとおり誓約します。

第 1 条（秘密情報）

本誓約において秘密情報とは、乙が本目的のために開示する乙が非公開のものとして管理する一切の情報であって、かつ、甲が業務の遂行に関連して知得したすべての情報をいうものとします。

2) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。

- ① 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後甲の責によらずして公知となったもの。
- ② 開示の時点ですでに甲が保有しているもの。
- ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく甲が正当に入手したもの。

第 2 条（秘密保持）

甲は、乙から開示された秘密情報の秘密を保持し、本目的のために知る必要のある甲の役員および従業員ならびに甲の代理人弁護士以外の者に開示、漏洩しないものとします。なお、本項の義務は、甲が当該秘密情報の開示を受けた時から 3 年間存続するものとします。

2) 前項にかかわらず、法令により開示を強制されたときに、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求のうえで、開示、提供する場合、甲は、秘密情報を第三者に開示、提供できるものとします。

3) 甲は、本目的に必要な範囲で秘密情報を複製できるものとします。

第 3 条（使用目的）

甲は、乙から開示された秘密情報を、本目的のためにのみ限定して使用するものとしその他の目的に使用しないものとします。

第 4 条（秘密資料の返却）

甲は、乙から要求があった時には、本目的で受領した秘密情報を乙に返却、または破棄もしくは消去するものとし、また第 2 条第 3 項に基づいて作成した複製物を破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密情報を返却、破棄もしくは消去した後も、第 2 条に定める秘密保持義務は、同条第 1 項に定める期間中、有効に存続するものとします。

第 5 条（関係者への遵守徹底）

甲は、乙の秘密情報を知ることとなる全ての者に、本誓約の内容を遵守させるものとします。

第6条（協議）

本誓約に定めのない事項に関しては、甲は乙と別途協議のうえ円満に解決を図るものとします。

平成25年5月7日

N株式会社 御中

住所：

商号：A株式会社

代表者

印

【資料Ⅱ-2】基本合意書

基本合意書

A株式会社（以下、「甲」という。）及びN株式会社（以下、「乙」といい、甲及び乙を総称して「本合意当事者」という。）は、乙が営む古物営業部門（当該部門に属する資産、契約、その他の権利義務を含む。以下「本件事業」という。）を甲の指定する者（以下「丙」という。）へ譲渡すること（以下、「本件事業譲渡」という。）につき、平成25年6月10日（以下「本合意締結日」という。）付にて、以下のとおり合意（以下「本合意」という。）をした。

第1条（本件事業譲渡）

乙は、本合意書に定めるところにより、本件事業を丙へ譲渡し、丙はこれを譲り受ける。

第2条（譲渡価額等）

丙が乙に対して支払う本件事業の譲渡価額は、以下を前提とし総額5,300,000円（消費税別）（以下、「本件事業譲渡価額」という。）とする。（ただし、甲が本件事業の収益性を評価し、本件事業譲渡価額を増額することがあり得るものとする。）

- 2) 前項の規定にかかわらず、第5条に規定するデュー・ディリジェンスの結果、事前に乙より甲に対して通知のあったものを除き、乙の信用・資産に重大な影響を及ぼす事実が新たに判明した場合には、本条の規定する本件事業譲渡価額を調整することができるものとし、調整後の本件事業譲渡価額については、本合意当事者間で別途協議のうえ決定する。
- 3) 丙が本件事業を運営するために必要な許認可（古物営業許可を含むがこれに限らない）の取得、資産移転手続きおよび契約承継手続きが完了するまでの間、乙は丙の本件事業に協力し、丙の本件事業の継続に支障のないこと。
- 4) 本件事業で使用している別紙物件目録記載の建物の賃借については、別途乙丙間で賃貸借契約を締結するものとし、家賃及び光熱費は、現状通りの条件で丙が負担するものとする。また、乙との価格の合意が成立

する場合には、丙または丙の指定するものが本件事業で使用している土地と建物の両方を購入することを妨げない。

- 5) 本件事業の譲渡後、本件事業で、丙が、乙の宝飾品販売部門より人的支援を受ける場合には、人的支援の人数及び日数に応じた条件で、人件費等の費用を丙が負担する。
- 6) 現在、乙が本件事業で使用している車両に関するリース契約については、本件事業の譲渡に伴い、丙が承継するものとする。車両に関しては、乙丙間で合意する条件で丙は乙に貸し付けるものとする。
- 7) 本件事業譲渡と同時に乙の代表取締役である HK⁽³⁾は、乙の取締役を退任し、丙の代表取締役に就任するものとする。
- 8) 本件事業譲渡に関する許害行為取消リスク及び否認リスクに関しては、乙は責任を負わない。但し、乙は、甲からこれに対処するについて必要な協力を求められたときは、誠実にこれに対応するものとする。

第3条（譲渡実行日）

本合意当事者は、平成25年7月10日（以下、「譲渡実行日」という。）又は甲及び乙が別途合意する日に本件事業譲渡を実行するものとし、譲渡実行日までに、別途本件事業譲渡に関する条件その他の詳細を最終的に確定する内容の本件事業譲渡契約を締結する。但し、本合意当事者は、合意のうえ、譲渡実行日を変更することができるが、譲渡実行日の期限は平成25年7月18日とする。

第4条（譲渡方法）略

第5条（デュー・ディリジェンス）

甲は、譲渡実行日までに、甲の費用により、甲の役員職員及び甲の指定する公認会計士・弁護士等（以下「会計士等」という。）に、乙の本件事業に関連する財務、法務及び事業に係る各種デュー・ディリジェンスを行わせることができるものとし、乙は、甲または会計士等の要求に応じ、デュー・ディリジェンスを円滑に行うために必要な協力を行う。なお、デュー・ディリジェンスに先立って、甲または会計士等は、デュー・ディリジェンスの手順、項目及び方法を乙に説明する。

第6条（乙の協力）

甲は丙をして、譲渡実行日以降、自己の費用と負担とをもって、本件事業の譲渡に伴い、本件事業に関する資産移転手続（対抗要件の具備を含む）、契約承継手続、その他権利義務の承継・取得の手続（本件事業を運営するために必要な許認可（古物営業許可を含む））を行わせるものとし、乙は、これに協力する（なお、甲乙協議の上、必要に応じて譲渡実行日前にも前記各手続を行うことができる）。また、乙は譲渡実行日以降も3年間は引き続き、本件事業の維持・発展のために丙に協力するとともに、丙の顧客基盤の拡大のために最大限の協力を行うことに同意する。

第7条（乙の表明・保証事項）、第8条（甲の表明・保証条項）、第9条（乙による遵守事項）、第10条（甲による遵守事項）、第11条（協力事項）、第

12条（解除） 以上略

第13条（瑕疵担保）

譲渡実行日以降1年以内に、第7条記載の表明・保証条項に関する重大な違反が判明し、かかる違反が譲渡日前に存在しており、当該違反に起因して損害が発生した場合には、甲は、乙に対して、損害の賠償を求めることができる。この場合の損害額は、本件譲渡価額を上限とする。

第14条（協業禁止）、第15条（秘密保持）、第16条（公租公課の費用の負担）、第17条（譲渡の禁止） 以上略

第18条（補償）

本合意当事者は、本合意書締結後、本合意に則した本契約を締結する義務を負うものとし、本合意に記載の義務を履行しない場合には、相手方に対して相手方が被った費用を賠償するものとする。

第19条（変更・修正）、第20条（準拠法）、第21条（合意管轄裁判所）、第22条（未規定事項）、【物件目録】 以上略

以上の合意の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙は、各々記名・捺印の上各1通を保有する。

平成25年6月10日

甲	A株式会社 代表取締役 RK
乙	N株式会社 代表取締役 HK

その後デューデリ実施後、N株式会社とA株式会社とは、鋭意、事業譲渡契約交渉を進め、資料Ⅱ-3の事業譲渡契約書が締結されるに至った。

【資料Ⅱ-3】 事業譲渡契約書

事業譲渡契約書

N株式会社（以下「甲」という。）と、株式会社 NN（以下「乙」といい、甲及び乙を総称して「本契約当事者」という。）は、甲の運営する古物営業部門（当該部門に属する資産、契約、その他の権利義務を含む。）の事業（以下「本件事業」という。）の乙への承継について以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、平成25年7月18日又は甲及び乙が別途合意する日（以下「譲渡期日」という。）をもって本件事業を有償で譲渡し乙はこれを譲り受ける（以下「本件譲渡」という。）

2) 本件譲渡される甲の財産（以下「譲渡財産」という。）は、譲渡期日に

おける、甲の資産及び負債並びに契約上の地位とし、その内訳は別紙財産一覧表（略）のとおりとする。

第2条（譲渡価額）

本件事業の譲渡の対価は金8,400,000円（消費税を含み、以下「本件譲渡価額」という。）とする。

第3条（本件譲渡の前提条件）、第4条（引渡期日）、第5条（個別財産の移転）、第6条（守秘義務）、第7条（善管注意義務）、第8条（必要手続の実行）、第9条（譲渡後の協力義務等）、第10条（事情変更・解除）、第11条（甲の表明及び保証）、第12条（乙の表明及び保証）、第13条（甲による遵守事項）、第14条（乙による遵守事項）、第15条（損害等の賠償）、第16条（協業禁止）、第17条（公租公課の費用の負担）、第18条（譲渡の禁止）、第19条（協議事項）、第20条（管轄） 以上略

本契約締結の証として甲乙は本書2通を作成し、各自記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成25年7月1日

甲	N株式会社	
		代表取締役 HK
乙	株式会社 NN	
		代表取締役 HK

なお、N株式会社は、契約に先立ち、N監査法人に対して、古物営業の事業価値の評価を依頼し、平成25年6月16日に評価額が404万円であるとの報告書を受領している。

N株式会社は、事業譲渡については、資料Ⅱ-4の取締役会と、資料Ⅱ-5の株主総会との各承認決議とを得ている。

【資料Ⅱ-4】取締役会議事録

取締役会議事録

1. 日 時：平成25年7月1日 午前10時から午前10時10分まで
2. 場 所：当会社本社会議室
3. 取締役総数 3名、出席取締役 3名
4. 監査役総数 1名、出席監査役 1名
5. 議 長：代表取締役HK（但し、第1号議案については、取締役SS）
6. 議事の経過の要領およびその結果：

議長HKは開会を宣し、上記のとおり本取締役会のすべての議案の決議に必要となる法令および定款に定める要件を充たしている旨を述べた。

第1号議案 事業譲渡契約締結の件

議長 SS は、別紙事業譲渡契約書のとおり、株式会社 NN に対し、当会社の古物営業を譲渡する事業譲渡契約を締結したい旨を述べ、その目的、趣旨等を説明した。

議長 SS がその賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認した。

よって、議長 SS は、本議案は原案のとおり承認可決された旨を宣した。

なお、本議案については、取締役 HK は、N 株式会社の代表取締役であることから特別の利害関係を有するので審議・議決⁽⁴⁾に加わず、取締役 SS が議事を進行した。

第2号議案 臨時株主総会招集決定、付議議案の承認の件

議長 HK は、臨時株主総会を次の要領で開催したい旨および次の事項につき付議したい旨を述べた。

議長 HK がその賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれに賛成した。

よって議長 HK は、本議案は原案のとおり可決された旨を宣した。

記

1. 開催日時 平成 25 年 7 月 16 日（火曜日）午前 10 時 00 分

1. 開催場所 当会社本店会議室

1. 会議の目的

決議事項 議案 事業譲渡契約締結の件

議案の内容については、本取締役会第 1 号議案のとおり

以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長および出席取締役並びに出席監査全員が次に記名押印する。

平成 25 年 7 月 1 日

N 株式会社 取締役会（議事録記名捺印欄略）

【資料Ⅱ-5】株主総会議事録

臨時株主総会議事録

- | | | |
|--------|----------------------------|---------|
| 1. 日 時 | 平成 25 年 7 月 16 日 | |
| | 午前 10 時 00 分から午前 10 時 30 分 | |
| 2. 場 所 | 当会社本店会議室 | |
| 3. 出席者 | 発行済株式総数 | 1,000 株 |
| | この議決権を有する総株主数 | 4 名 |
| | この議決権の数 | 1,000 個 |
| | 本日出席株主数（委任状出席を含む） | 3 名 |
| | この議決権の個数 | 800 個 |

4. 議長：代表取締役 HK

5. 会議の目的事項並びに議事の経過の要領及び結果：

議長は、開会を宣し、上記のとおり定足数に足る株主の出席があったので、本総会は適法に成立した旨を述べ、議案の審議に入った。

議案 事業譲渡契約締結の件

議長は、別紙事業譲渡契約書の内容に基づき、株式会社 NN に対し、当会社の市場事業を譲渡したい旨を述べ、その目的、趣旨等を説明した。

議長がその賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認した。

よって、議長は、議案は原案のとおり承認可決された旨を宣した。

以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長兼議事録作成者並びに出席取締役が次に記名押印する。

平成 25 年 7 月 16 日

N 株式会社 臨時株主総会（議事録記名捺印欄略）

② 宝飾品販売のフランチャイズ事業

宝飾品販売のフランチャイズ事業については、N 株式会社がフランチャイジーに対する契約上の義務を継続的に履行できる見込みがなかったため、多額の損害賠償債務が発生する恐れがあり、その意味では実質的には負の事業価値しか存在しなかったが、宝飾品販売業者から承継の申出があったので、N 監査法人に対して、当該事業の評価を依頼し、平成 25 年 8 月 20 日に評価額が 3 万 8000 円である旨の報告書を受領したうえで同月 30 日事業譲渡契約を締結するとともに、臨時株主総会の決議を得て、31 万 5000 円（消費税込み）で売却した。

なお、予め、各フランチャイジーから、事業譲渡の承諾を得、契約関係の承継に伴い、事業譲受人が免責的に債務を引受けることへの同意を得るため、それぞれ、事業譲渡の両当事者との三面契約を締結している。

③ 宝飾品販売の直営事業

N 株式会社の従業員の多くは、宝飾品販売の直営事業に従事し、同社の取締役でもあった SS が新会社を設立して事業承継することを希望した。

そこで、これまで黒字化に失敗してきた事業であるから、事業価値そのものは零評価できると考え、わずかに残っていた在庫商品を、適正価格（棚卸額の 4 割相当額）で譲渡し、営業を承継して貰うこととした。

なお、N 株式会社が利用してきた店舗は賃借物件であり、高額の保証金が差し入れられていたが、新設会社には在庫商品と保証金返還請求債権とを一括払いで買取る資力はなかった⁽⁵⁾ので、2年間の割賦払いの条件で承継させることとした。

事業譲渡契約の締結日は、平成 25 年 9 月 27 日であり、資料Ⅱ-6 がその事業譲渡契約書である。

【資料Ⅱ-6】事業譲渡契約書

事業譲渡契約書

N 株式会社（以下「甲」という。）と、SN 株式会社（以下「乙」といい、甲及び乙を総称して「本契約当事者」という。）は、甲の運営する宝飾品販売部門を構成する資産、契約、その他の権利義務を含む事業（以下「本件事業」という。）の乙への承継について以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

1. 甲は、乙に対し、平成 25 年 10 月 1 日又は甲及び乙が別途合意する日（以下「譲渡期日」という。）をもって本件事業を有償で譲渡し乙はこれを譲り受ける（以下「本件譲渡」という。）。
2. 譲渡される甲の財産（以下「譲渡財産」という。）は、譲渡期日における、甲の資産及び負債並びに契約上の地位の一部とし、その内訳は別紙 1 譲渡対象物一覧表（略）のとおりとする。なお、甲が締結している各種保険契約については、必要に応じて、乙が別途加入するものとする。
3. 従業員については、第 8 条に定めるところによる。

第 2 条（譲渡価額）

1. 本件事業の譲渡の対価（以下「本件譲渡価額」という。）は、次に定めるところとする（消費税別）。
 - ① 賃貸借契約に基づく差入保証金：1265 万 8000 円
算定根拠：別紙 1「賃貸保証金」明細欄（略）記載の保証金相当額から、原状回復費用見込額を控除した金額。
 - ② 棚卸高：棚卸に基づく明細及び金額は、平成 25 年 10 月 10 日限り、別途合意して定めるものとする。ただし、金額は、以下の算定根拠に基づき算定するものとする。
算定根拠：平成 25 年 9 月 30 日付棚卸額に基づき棚卸額の 4 割相当額とする。
 - ③ 造作、設備、工具備品及び什器備品一式：100 万円
算定根拠：減価償却すれば、残存価値が無いが⁽⁶⁾、100 万円とする。
2. 本件譲渡価額は、乙が甲に対し、次項に定める方法により、分割して下

記口座（略）に振り込む方法により支払うものとする。なお、支払に伴う振込手数料は乙の負担とする。

3. 本件譲渡価額の支払方法は、次のとおりとする。

① 平成 25 年 10 月以降平成 27 年 8 月まで毎月末日限り 100 万円（消費税別）

② 平成 27 年 9 月末日限り本件譲渡価額から既払額を控除した残額

第 3 条（連帯保証）

乙の代表者（以下「丙」とする。）は、前条に定める乙の債務を連帯保証するものとする。

第 4 条（引渡期日）

甲は、乙に対し、譲渡期日に譲渡財産を引き渡す。

第 5 条（譲渡財産の移転方法）、第 6 条（必要手続の実行）、第 7 条（譲渡後の協力義務等） 以上略

第 8 条（従業員の承継）

乙は、本件事業に従事する別紙 1「雇用契約」欄（略）記載の甲の従業員（以下、「承継従業員」という。）全員について、譲渡期日以降、以下の定めに従い、これを引継ぐものとする。ただし、乙は、譲渡期日以前に発生した承継従業員への労働債務は、引き継がないものとする。

(1) 甲は、承継従業員の同意を得て譲渡期日までに退職させる。

(2) 乙は、上記 (1) により退職した承継従業員の間で、新たに雇用契約を締結する。但し、甲の従業員が甲を退職しない場合又は乙との雇用契約を希望しない場合はこの限りでない。

(3) 乙における各承継従業員の雇用の条件は、甲における雇用条件を下回らない範囲で乙が定めるものとする。ただし、乙が、合理的な理由に基づいて、従業員の労働条件を変更する場合はこの限りではない。また、就業規則に基づく懲戒手続による減給・解雇等は制限されるものではない。

第 9 条（協業避止）

甲は、直接または間接を問わず、本譲渡実行日より 3 年間は、乙が遂行する本件事業と同一、類似またはこれと競合する事業を乙の事前承諾なくして行ってはならない。

第 10 条（公租公課等の費用の負担）、第 11 条（譲渡の禁止）、第 12 条（協議事項）、第 13 条（管轄） 以上略

本契約締結の証として甲乙は本書 2 通を作成し、甲の記名押印、乙の記名押印及び乙の連帯保証人丙の記名押印の上、甲乙が各 1 通を保有し、丙はその写しを保有する。

平成 25 年 9 月 27 日

甲	N 株式会社 代表取締役 HK
乙	SN 株式会社 代表取締役 SS
丙	SS

3 私的整理手続きの遂行

① 介入通知

以上の事業承継手続きを終了した上で、N株式会社は、平成25年10月3日金融機関債権者に対して、介入通知兼金融機関債権者説明会の開催通知を送付した。

【資料Ⅱ-7】

平成25年10月3日

金融機関債権者 各位

法律事務所住所・事務所名・電話番号等（略）

債務者N株式会社代理人

弁護士 甲野太郎

（担当事務局・乙野花子）

御 連 絡

前略 当職は、上記債務者（本店所在地・略）から委任を受けましたので、その代理人として、本書を呈します。

さて、債務者は、平成24年2月29日決算期末において、総額金299,443,510円の負債を負担しており、収益に比して金融機関借入金は過大な状況でした。

しかし、債務者会社は多くの雇用を守り、取引先様への御迷惑を回避するためになんとか事業を継続しようと考え、金融機関各位から多大な協力を頂き、以前には中小企業再生支援協議会の御関与による私的整理を遂行した外、最近では、中小企業金融円滑化法による元金の支払い猶予を得て参りました。

そして、債務者会社としては、時限立法であった同法の終了に伴い、健全な企業としての説得力ある事業計画を立案することが必要となり、今期当初からその方法を模索してきました。

その結果、債務者会社は、宝飾品販売事業については、多店舗化を進める競争の参入の中にあって、自らの資金調達能力に乏しい以上、反対に、核になる店舗に絞り込むことで、可能な限りの従業員の雇用継続を図るしか、事業継続可能な道は無いと結論付けるに至りました。

その結果、債務者会社の債務は一層過重なものとなり、約定返済が不可能となりますが、仮に民事再生を選択しても、債権の過半は免除頂く必要があるところ、金融機関債権者に御無理をお願いするにも限度があると思料されること、民事再生による「倒産」の評判が取引に与えるリスク等を総合勘案した結果、再建型法的倒産手続きを採用することを断念しました。

また、そうした経営状況下で、古物営業についても、運転資金を金融機関からの短期融資に依存してきましたので、債務者会社の信用不安が現実化すれば、

忽ち商圈が失われ、雇用の継続が不可能となります。また、この部門は競合状況や許認可の関係で、法的倒産手続きには馴染まないと考えられます。

以上の次第であり、債務者会社は、その営業や資産を新たに設立された2社を含む3社に譲渡し、関係従業員全員を移籍した上、平成25年10月1日付けで、債務者会社自身は、全ての営業を終了しました。

そして、当職は、債務者会社から、同日付で、資産の換価・回収及び債権者への配当、並びにこの間の経過等の御報告等の私的整理の委任を受けました。

つきましては、現在、貸借対照表及び財産目録、並びに営業終了時までの損益計算書を作成中ですが、その作成期間を見込んだうえで、下記の通り、金融機関債権者説明会を開催したいと考えています。

御多用中とは存じますが、御参加の程をどうぞ宜しくお願い申し上げます。⁽⁷⁾

なお、当職は、本書が私的整理の介入通知を兼ねることから、債権届出書と同封致しますが、もとより、説明会開催後届出の可否を御判断頂きましても差し支えありません。

最後になりましたが、債務者会社の私的整理の経過及びそれに先立つ事実関係等につき、御質問がございましたら、御回答させていただきますので、御遠慮なくお問い合わせください。どうぞよろしく宜しくお願い申し上げます。 以上

【金融機関債権者説明会の要領】

- 1 日時 平成25年10月22日(火) 午前11時～
- 2 場所 法律事務所住所・事務所名・電話番号等(略)

② 金融機関債権者説明会

金融機関債権者説明会では、N株式会社の代表取締役社長HKの謝罪の後、代理人弁護士が私的整理に至った経過と現状、並びに残余資産の換価・回収金と事業譲渡代金をもって金融機関債権者に按分弁済する予定であることを説明し、その際、合計残高試算表を開示したが、厳密に精査した後の数字については、追って報告することを約した。

なお、N株式会社の役員からの借入金については免除を得る予定であったが、元役員1名からの免除交渉が難航しており、成行きによっては配当対象債権者に残る可能性があることも報告している。

本件私的整理は、事業の全てを他に譲渡した後、整理手続きに着手し、事業譲渡代金と残存資産の換価・回収金を、残った金融機関債権者に分配するというものであったから、私的整理の開始に当たり、先ず、事業譲渡に対する詐害行為取消権や、破産移行後の否認権の行使のリスクを軽減す

るために、詐害行為や偏頗行為に当たらないことへの理解を得ておくことが必要であった。

したがって、説明会では、直近の財務資料と、各事業譲渡契約書の写しを配布して、その目的と内容を詳細に説明した上、古物営業部門と宝飾品販売部門の事業評価報告書については、評価委嘱先の監査法人との間で、第三者への開示の段取りについて調整中であったことから、調整完了後、開示を希望する金融機関債権者には写しを送付することを約し、後日送付した。

ところで、債権者である M 債権回収(株) (以下、M 債権回収という) から、金融円滑化法に基づく元金返済猶予期間中、同社は軽減した金利を徴求したにとどまり、約定金利の支払いを得ていた他の金融機関債権者と比較して不利益を受けているので、第 1 回配当時に当該部分を先ず補填して欲しい旨の要請があった。

以上の経過を経て、N 株式会社は、中間配当の実施の前に、改めて各金融機関債権者の意見を交換することを目的とする債権者集会を開催することを約した。

なお、金融機関債権者説明会で配布した資料は資料Ⅱ-8 の通りである。

【資料Ⅱ-8】 金融機関債権者説明会配布資料一覧

N 株式会社お取引先金融機関債権者説明会

平成 25 年 10 月 22 日

配 布 資 料 一 覧

1. 本日の進行順序
2. 残高試算表（貸借対照表）（ドラフト）
3. 残高試算表（損益計算書）（ドラフト）
4. 25 年 9 月度決算残高明細（ドラフト）
5. 平成 25 年 6 月 10 日付基本合意書（古物営業部門）
6. 平成 25 年 7 月 1 日付事業譲渡契約書（古物営業部門）
7. 平成 25 年 8 月 30 日付事業譲渡契約書（FC 部門）
8. 平成 25 年 9 月 27 日付事業譲渡契約書（宝飾品販売部門）
9. 平成 25 年 10 月 18 日付合意書（宝飾品販売部門⁽⁸⁾）
10. 現預金残高一覧表

③ 債権者集会

N 株式会社は、平成 25 年 12 月 3 日、金融機関債権者に対して、次のような連絡文を付して、平成 25 年 12 月 12 日（木）午後 3 時から代理人弁護士事務所で債権者集会を開催する旨の案内を送付した。

【資料Ⅱ-9】債権者集会の開催目的（案内通知の抜粋）

御 連 絡

前略 当職は、N 株式会社 of 代理人として、本書を呈します。

さて、債務者会社は、平成 25 年 10 月 1 日全ての営業を終了し、現在私的整理中であり、当職は、債務者会社から、同日付の資産の換価・回収及び債権者への配当その他の私的整理手続の委任を受けております。

債権者各位に対しましても、平成 25 年 10 月 22 日に当職事務所で開催致しました金融機関債権者説明会において、解散日前日の同年 9 月 30 現在の貸借対照表及び財産目録、並びに損益計算書その他の資料を配布させて頂き、現況説明をさせて頂いたところです。

その後、当日配布させて頂きました資料について、顧問税理士の指導も頂き、また、租税公課、労働債権等の支払や、借入金の担保とした商手の落込み、金融機関の相殺処理等も逐次進行しつつあり、当職といたしましては、下記の通り、金融債権者集会を開催した上で、できれば来年早々には第 1 回配当手続を実施したいと考えております。

債権者集会では、財産の整理の状況を御報告させて頂きますと共に、配当に関する方針を御説明させて頂き、併せて、皆様の御意見を集約させて頂ければ幸いです。

御多用中とは存じますが、御参加の程をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

債権者集会では、先ず、資料Ⅱ-10 の清算貸借対照表を配布して、清算配当財源の規模と、近日中に第 1 回配当を実施する外、約 2 年後の SN 株式会社からの事業譲渡代金回収期間満了後遅滞なく最終配当を実施したいこと、配当率は合計約 15% を目標としていることを説明した。

【資料Ⅱ-10】 清算貸借対照表

25年10月度決算残高明細			
			25.10.31
科 目	相手先 (内容)	金 額	備 考
現金	事務所小払用	165,093	
	金庫	246,622	
	合 計	411,715	
当座預金	O 信用金庫/本店営業部	8,986	
	K 銀行/天神橋筋支店	1,557,108	
	合 計	1,566,094	
普通預金	T 銀行/大阪支店	1,641	
	K 信用組合/梅田支店	43	
	M 銀行/天六支店	1,601	
	J 銀行/本店営業部	661,959	
	合 計	665,244	
売掛金	R カード (株)	542,837	VISA カード
	R カード (株)	243,732	JCB カード
	R (株)	871,523	WEB 店売上
	D 百貨店	970,704	
	合 計	2,628,796	
立替金	株式会社 NN	29,750	経費立替え
	SN 株式会社	14,135	経費立替え
	合 計	43,885	
未収入金	SN 株式会社	24,766,004	宝飾品販売部門譲渡代金
		73,095	SN(株)入金分
	合 計	24,839,099	
預け金	代理人法律事務所	8,400,000	古物営業譲渡代金預け
		315,000	FC 部門譲渡代金預け
	合 計	8,715,000	
出資金	O 信用金庫	100,000	
	K 信用組合	600,000	
	合 計	700,000	
科 目	相手先 (内容)	金 額	備 考
短期借入金	O 信用金庫/本店営業部	37,824,000	手形貸付
	K 信用組合/梅田支店	5,223,000	
	HK	2,342,761	
	SS	4,600,000	
	合 計	49,989,761	

未払金	天満年金事務所	1,708,700	24.11～25.2 納付予定 社会保険料未納
	大阪労働局	209,794	25 年度労働保険料確定申告
	合 計	1,918,494	
未払費用	大阪市	401,000	25 年度事業所税
未払法人税等	大淀税務署	98,900	25 年度納税充当金
未払消費税等	大淀税務署	1,826,600	25 年度消費税
長期借入金	○ 信用金庫／本店営業部	9,065,200	
	○ 信用金庫／本店営業部	2,107,200	
	○ 信用金庫／本店営業部	26,707,000	
	○ 信用金庫／本店営業部	3,000,000	FC 解消資金
	○ 信用金庫／梅田支店	8,337,000	
	T 銀行／大阪支店	22,632,000	
	M 債権回収	103,570,141	
	合 計	175,418,541	

次に、第 1 回配当についての具体的な提案に移り、各債権者の届出債権額を基礎にしなが、配当原資から、先ず、M 債権回収の過去の過少利息分を補填し、残額を金融機関債権者の債権元本に按分して配当したいと提案し、その余の債権者からはこの提案に対して、異議はなく、調整に関する特別の条件の提示もなかった。

また、○ 信用金庫は N 株式会社の不動産に担保を取得していたが、担保権に基づく回収額を 3000 万円と評価して、残額を配当対象債権に加える旨も説明した。⁽¹⁰⁾

4 配当手続

① 第 1 回配当手続

N 株式会社は、債権者集会終了の翌日である平成 25 年 12 月 13 日、前日の債権者集会の議論を踏まえて、配当率等を調整の上で、配当対象元本債権の 5% に相当する金額を配当する旨の通知を発信し、同封した配当金振込口座指定書の返信をまって、資料Ⅱ-11 の配当メモの通り、同月 25 日に M 債権回収を除く債権者に対する振込を完了した。⁽¹¹⁾

【資料Ⅱ-11】 第一回配当メモ

(1) 原 資	11,431,611 円			
算出根拠				
平成 25 年 12 月 11 日現預金残高		12,074,944		
M 債権回収支払利息		-1,283,333		
差引配当原資		10,791,611		
(2) 配当額				
内 訳	債権額	配当額	利息	支払額
O 信用金庫	48,594,414	2,429,721		2,429,721
K 信用組合	12,959,957	647,998		647,998
T 銀行	22,630,359	1,131,518		1,131,518
M 債権回収	103,570,141	5,178,507	1,283,333	6,461,840
合 計	187,754,871	9,387,744	1,283,333	10,671,077

ただし、M 債権回収については、利息精算金の額について、年内には協議が整わなかったが、その後鋭意調整の結果、利息精算額を 128 万 3333 円とすることで合意が成立したので、平成 26 年 2 月 26 日その支払いを了し、同年 5 月 13 日全債権者に対して、第 1 回配当手続が完了したこと、及びその内容を報告した。

② 第 1 回配当後の私的整理の遂行

第 1 回配当後の財産換価・回収等の手続における主要な出来事は次のようなものであった。

先ず、K 信用組合の債権については、保証人の代位弁済により完済となり、保証人からは求償権の放棄を受けることができた。

次に、宝飾品販売のフランチャイズ事業を巡り、元フランチャイジーの S 氏から金 1603 万 3739 円と遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起されていたが、N 株式会社が 200 万円を支払うことによる訴訟上の和解が成立し、和解金の支払いを行った。

そして O 信用金庫が申立てていた N 株式会社の不動産上に設定された根抵当権に基づく競売については、配当手続に至り、同金庫に 7169 万 7306 円の配当が実施された。

③ 第2回配当手続

イ 配当通知

以上の経過を経て、N株式会社は、平成27年1月15日、残る金融機関債権者に対して、合計残高試算表、平成26年11月末日付の資産明細、上記②の特記事項と疎明資料とを添付したうえで、資料Ⅱ-12の配当メモの通り、配当対象元本債権（但し、第1回配当金額は控除せず）の5%に相当する金額を配当する旨の通知を発信し、当該配当方針に関する債権者の意向を照会した。

【第Ⅱ-12】第2回中間配当メモ

(1) 原 資	9,812,185 円 ⁽¹²⁾	
(2) 配当額		
内 訳	債権額	配当額
O 信用金庫	11,910,474	595,524
T 銀行	21,499,890	1,074,995
M 債権回収	103,524,781	5,176,239
合 計	136,935,145	6,846,758

ロ 債権者間の調整と配当の実施

N株式会社の照会に対し、財産の換価・回収手続に対しては異論は出なかったが、同月23日M債権回収から、概略つぎのような意見が出された。

- a 配当原資から弁護士報酬を控除した残額約892万円については、予備費約100万円以外は配当すべきである。
- b O信用金庫については、担保権行使による回収額が利息損害金から充当された結果、元本の減少額が546万円少ないだけでなく、もともと第1回配当時にこの回収額を3000万円と仮定したため、超過回収額に5%を乗じた金額については過大な配当であったことになり、第2回配当時に配当すべき弁済額はないはずであり、むしろ、その返還を求めるべきである。

そこで、N株式会社は、この意見のbを相当と認め、同月27日T銀行

と M 債権回収に対しては、予め予告した配当を実施したうえで、O 信用金庫に対し、資料Ⅱ-13 の連絡書面を発信するとともに、同月 29 日債権者 3 社に対してかかる顛末と、第 3 回配当を SN 株式会社からの事業譲渡代金の回収が完了する平成 27 年 11 月頃に予定している旨を報告した。⁽¹³⁾

【資料Ⅱ-13】「御連絡」と題する書面

O 信用金庫 御中	法律事務所住所・事務所名・電話番号等 (略)
	債務者 N 株式会社代理人
	弁護士 甲 野 太 郎
御 連 絡	
前略 平成 27 年 1 月 15 日に御報告させて頂きました事項につき変更がありましたので、以下の通り、御連絡させていただきます。	
1 前回報告時の貴金庫への配当額	
前回報告書において貴金庫への第 2 回配当金額を次の通り御案内させて頂きました。	
記	
配当対象金額	11,910,474 円
配当額	594,524 円 (配当率 5%)
2 競売による弁済の考慮	
しかしながら、貴組合は第 1 回配当後、当社不動産に対する競売手続きにより、約 7170 万円の配当金を受領しておられます。	
そうしますと、貴組合は、第 1 回配当時には、約 34 万円 (計算式→(債権額 7859 万円-競売回収額 7170 万円)×0.05) のみ配当を受けるべきところ、約 209 万円 (計算式→243-34) が過払いになっていたこととなります。	
3 前記考慮に基づく是正案	
そこで、債権者平等の観点から、かかる過払金約 209 万円の調整のため、今回の第 2 回配当にかかる貴組合の配当金は 0 円とし、配当を実施しないものと修正させていただきます。	
なにとぞ御了承頂きますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。 草々	

④ その後の私的整理の経過

第 2 回配当後の財産換価・回収等の手続における主要な出来事は次のようなものであった。

先ず、元役員のア氏に対して債権放棄を求めている交渉については、暗礁に乗り上げ、配当の対象から除外したまま私的整理を完了するときには、将来、詐害行為取消権や否認権の行使に服する恐れが生じた。そこで、最終配当である第3回配当時には、第1回、第2回の配当額も含めてA氏にも配当することとした。

次に、N株式会社はHに対して債権を有していたところ、二度目の個人債務者再生手続きにより、当初の再生計画案が変更された結果、約37万円が向こう5年間で支払われることになったことから、私的整理の早期終了のために、中間利息を控除して、23万7000円で売却した。

⑤ 第3回配当

N株式会社は、SN株式会社への事業譲渡代金の回収を完了した後、平成27年12月10日金融機関債権者3社とA氏⁽¹⁴⁾に対して、合計残高試算表と、資料Ⅱ-14の残高明細を添付して、最終(第3回)配当の実施案内を兼ねた私的整理に関する最終報告書を発信した。

なお、当該報告書には、M債権回収から申し入れのあった、O信用金庫に対する過配当金の返還問題については、その返還を求める実体法上の根拠がないことを理由として、返還請求をせずに私的整理を終了する旨記載し、債権者からの申し入れに対する最終回答を行っている。

最後配当の計算書は資料Ⅱ-15の通りである。

N株式会社の会計帳簿は、事業譲渡先3件の営業に関連する書類でもあるので、保存のため倉庫業者に10年間の保管と期間経過後の廃棄を委嘱することとし、その費用として151万7400円を先払いした。

また、K信用組合に対する出資金については、返還期限が未到来であったため、入金後に弁護士報酬残額に充当することとし、第3回配当時には内金として89万9935円を受領することとした。

以上の結果、第3回配当の配当率は8.5%となり、3回の配当率の合計は18.5%に達し、第1回債権者説明会で報告した15%を上回ることができた。

【資料Ⅱ-14】 残高明細⁽¹⁵⁾

27年10月度残高明細			
			27.10.31
科目	相手先(内容)	金額	備考
現金	事務所小払	0	
当座預金	O 信用金庫/本店営業部	0	
	K 銀行/天神橋筋支店	11,543,542	
	合計	11,543,542	
普通預金	T 銀行/大阪支店	592	
	K 信用組合/梅田支店	0	
	合計	592	
預け金	法律事務所	8,400,000	古物営業譲渡代金預け
		315,000	FC 部門譲渡代金預け
		3,000,000	宝飾品販売部門譲渡代金預け
		-2,429,474	O 商工配当金 25/12/25
		-647,998	K 配当金 25/12/25
		-1,131,518	T 銀行配当金 25/12/25
		-5,178,507	M 債権回収配当金 25/12/25
		-270,166	M 債権回収配当金 追加 26/2/26
		-1,283,333	M 債権回収損害金 26/2/26
		8,000,000	第2回配当原資預け
		-1,074,995	T 銀行配当金 27/1/26
		-5,176,239	M 債権回収配当金 27/1/26
		-928,380	第1回・2回報酬金
		-14,116	経費精算
合計	1,580,274		
出資金	K 信用組合	600,000	
差入保証金	株式会社 J	16,200	トランクルーム保証金 (21600×0.75)
科目	相手先(内容)	金額	備考
短期借入金	HK	2,342,761	
	A	4,600,000	
	合計	6,942,761	
未払金	O 信用金庫/本店営業部	10,014	FB 振込料 WEB 利用料
	M 債権回収	5,403,313	利息損害金
	合計	5,413,327	
長期借入金	O 信用金庫/本店営業部	4,197,530	
	T 銀行/大阪支店	20,425,487	
	M 債権回収	92,945,229	
	合計	117,568,246	

【資料Ⅱ-15】 配当額のご案内

		【配当額のご案内】			
1 配当原資について					
	配当原資	11,793,952 円			
【配当原資算出根拠】					
	平成 27 年 10 月末時点の換価済資産	13,123,816 円			
	再生債権売却代金	237,000 円			
	トランクルーム利用料等（10 年分）	▲ 1,296,000 円			
	法定書類処分費用（10 年後実施）	▲ 221,400 円			
	平成 27 年 11 月諸経費	▲ 49,464 円			
	配当原資合計	11,793,952 円			
2 第 3 回（最終）配当					
	第 3 回配当総額	10,894,017 円			
	第 3 回配当配当率	8.50 %			
	配当残額	899,935 円			
3 配当額について					
	O 信用金庫	T 銀行	M 債権回収	A	
債権基準額（第 3 回配当対象）	¥4,207,544	¥20,424,895	¥98,348,542	¥4,600,000	
第 3 回（最終）配当額	¥0	¥1,736,116	¥8,359,626	¥798,275	

最終配当の配当金は、金融機関債権者から中間配当時に指定された預金口座に宛てて送金し、A 氏に対しては、改めて送金口座の指定を求めて送金することとした。

以上をもって、N 株式会社の任意整理は終了し、その後は特別の案内や債権者説明会等は開催していない。

注

- (1) 矢野経済研究所推定
- (2) 平成 21 年 12 月 4 日に施行され、平成 25 年 3 月末に期限を迎えた。
- (3) 事業譲受会社が古物営業法第 3 条の許可を取得できるまでの間、既に個人でも許可を取得していた N 株式会社の代表者である HK が営業主体となり、事業を継続する必要があった。
- (4) 会社法 356 条 1 項 2 号、369 条 2 項参照。
- (5) 事業譲受会社となる SN 株式会社の資金調達能力と、N 株式会社に残存す

- る資産の換価・回収のみならず、係争中の裁判の審理に必要な期間、不動産の競売又は任意売却に要する期間等を考慮し、金融債権者から私的整理に対する協力が得られる期間とを彼此勘案して決定した期間である。
- (6) 本項②の棚卸資産の精査の結果譲渡代金額は、資料Ⅱ-10記載の通り、合計2476万6004円となった。
 - (7) 「研究ノート9」産大法学52巻1号136頁【資料Ⅱ-2】債権調査票参照
 - (8) 資料Ⅱ-6の一部が変更されている。
 - (9) 平成25年12月11現在の現預金残高と法律事務所預け金残高は合計1207万4944円であった。
 - (10) 本件では、既に回収できた現金の殆どを第1回配当原資とした関係で、後日、配当調整できなくなる可能性もあったために、担保権の仮の評価額は、他の金融機関債権者の利害と関係が深かった事案である。
 - (11) 配当時に債権者から聴取する書面については、「研究ノート8」前掲244頁参照
 - (12) 弁護士報酬の額は90万円を予定していた。
 - (13) 第2回配当の実施に関して、O信用金庫の代理人弁護士から、平成27年1月30日N株式会社に対して、この扱いが不当であり、当初予定された通り第2回配当を実施することを求める内容証明郵便が発信されたが、仮に私的整理が破綻し、破産手続きに移行した場合に、第1回配当時の弁済の一部が否認されるリスクを負うのは同金庫自身であることは御理解を頂いたと判断し、反論書の送付は省略した。
 - (14) O信用金庫に対しては、第1回配当金が過大であったことから、第2回配当時と同様配当額を零にしている。
 - (15) 代理人弁護士の預り金の出納明細も掲載されている。

Ⅲ 株式会社U1及び株式会社U2

1 はじめに

株式会社U1は、平成21年大阪地方裁判所に対して民事再生の申立てを行い、同庁同年(再)第61号民事再生手続開始申立事件として受理され、平成22年8月26日再生計画の認可決定を受けている。

再生計画は、株式会社U1が、事業を新設会社の株式会社U2に譲渡し、その代金を分割で受け取り、一部免除後の再生債権者に弁済するというものであった。

しかし、資料Ⅲ-3の第2記載の通り、再生計画案提出当時の商環境の激変等により、再生計画の履行ができなくなるに至った。

しかし、株式会社U1、株式会社U2が所属する業界は、信用不安に対してきわめて過敏であって、そのような情報が流れると、たちまち原材料の仕入れ先からの納入が止まり、それに伴い販売先もたちまちのうちに散逸する恐れがあった。

そこで、株式会社U2は、原材料の主要仕入先の株式会社Sに対して協力を要請して、鋭意協議を進めた結果、株式会社U2は会社分割の方法により、新設会社株式会社U3を設立し、その全株式を株式会社Sへの商品供給元である株式会社Kに対して5000万円で売却し、それを主たる配当原資として、残再生債権の一部を返済することで、事業の維持を図ることにした。

については、このスキームによって、株式会社U1、株式会社U2ともに無資産会社となることから、両者に対して破産手続きが開始されて破産管財人から否認権を行使されたり、あるいは特定の債権者から詐害行為取消権を行使されるなどして、株式会社U3の新設分割や、株式会社Kへの株式譲渡の効力が将来覆滅される恐れを回避する必要が生じた。

そこで、株式会社U2は、予め、当該事業存続のスキームを再生債権者に周知徹底しながら実行し、併せて、そこに詐害意思がなく偏頗行為が介在していないことの理解をも求めるため、私的整理の方法により株式会社U1と株式会社U2の清算を行うことになった。

2 第1回債権者説明会

株式会社U1と株式会社U2とは、平成28年7月19日再生債権者に対して、資料Ⅲ-1の第1回説明会の案内を送付し、同月29日に、資料Ⅲ-2の要領で説明会を開催した。

説明会での事業再生計画の説明の内容は資料Ⅲ-3の通りである。

【資料Ⅲ-1】 第1回説明会開催案内

平成 28 年 7 月 19 日

株式会社 U1 再生債権者 各位

法律事務所住所・事務所名・電話番号等（略）

株式会社 U1 及び株式会社 U2

第1回説明会開催御案内

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当職は、株式会社 U1（以下「U1」といいます）及び株式会社 U2（以下「U2」といいます）から委任を受けた代理人として、次の通り、御連絡を差し上げます。

U1 及び U2 は、平成 22 年 8 月に、再生債権者各位のご理解ご協力のもとで、再生計画の認可決定を頂いて、事業を維持・継続し、再生計画に基づいた弁済を行って参りましたが、仕入価格の高騰などにより、自ら、事業を維持・継続することが困難となり、再生計画に基づいて弁済を行うことも困難となるに至りました。

そこで、U1 及び U2 の事業価値の毀損をできる限り防止し、再生債権者各位に対するご迷惑を最小限に抑え、従業員の雇用を維持するため、今般、スポンサーに対して、事業を承継し、スポンサーの下で事業を維持・継続させることと致しました。

つきましては、窮境原因、スキームの説明、今後のスケジュール、再生債権者各位に対する弁済額などをご説明するため、下記の通り説明会を開催させて頂きますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、会議室の都合上、出席人数は、1 社様当り 2 名まででお願い致します。

再生債権者各位におかれましては、大変なご迷惑をお掛け致しますが、何卒、宜しく願い申し上げます。 敬具

記

日 時：平成 28 年 7 月 29 日（金）午後 1 時 00 分～午後 2 時 30 分

受付開始は午後 12 時 45 分～

場 所：法律事務所内会議室

【資料Ⅲ-2】 第1回債権者説明会要領

株式会社 U1 及び株式会社 U2

第1回債権者説明会

第1 日時等

日 時：平成 28 年 7 月 29 日（金曜日）午後 1 時開始

場 所：法律事務所内会議室

出席者：略

第2 会次第

- 1 代表取締役の挨拶
- 2 事業再生計画の説明
- 3 清算配当、株式価値、弁済額の説明
- 4 質疑応答

第3 配布資料

- 1 事業再生計画説明書
- 2 特殊財務調査報告書 (U2)
- 3 特殊財務調査報告書 (U1)
- 4 株式価値分析報告書
- 5 私的整理イメージ図
- 6 同意書
- 7 不動産鑑定評価書 (ドラフト)
- 8 弁済額計算書

【資料Ⅲ-3】 事業再生計画説明書

事業再生計画説明書

平成 28 年 7 月 29 日

再生債権者 各位

株式会社 U1 及び株式会社 U2 代理人
弁護士 甲野 太郎

第1 株式会社 U1 及び株式会社 U2 の概要

1 株式会社 U1

- (1) 株式会社 U1 (以下「U1」という。)の商号・本店所在地・目的等は、次表の通りである。

商号	株式会社 U1
本店	略
目的	略
発行済株式総数	400 株
資本金の額	2000 万円
清算人・監査役	略
株主	略
解散	平成 22 年 9 月 30 日に解散

- (2) U1 は、昭和 34 年に SU が始めた食料品販売の小売店が前身であり、食料品の原材料を仕入れて、加工し、自店で販売するほか、飲食店、食品製造業者、小売店にも販売するという食料品販売業を行っていた。とこ

ろが、資金繰りが悪化するに至り、平成 21 年 12 月 24 日、大阪地方裁判所に、民事再生手続開始の申立てを行った（同庁平成 21 年（再）第 61 号）。

そして、U1 は、概要、①食料品製造・販売事業をグループ会社である株式会社 U2（以下「U2」という。）に譲渡する、② U2 が、事業の収益を原資として、U1 に対して、事業譲渡代金を、毎年、分割して支払う、③ U1 が、U2 から受領した事業譲渡代金を原資に、再生債権者に対して、毎年、弁済を行うという再生計画案を提出し、平成 22 年 8 月 26 日、法定多数の再生債権者の賛成を得て、認可決定を受けた。

その後、U1 は、平成 22 年 9 月 27 日、再生計画通りに、食料品製造・販売事業を U2 に譲渡して、毎年、U2 から、事業譲渡代金の支払いを受けて、これを原資に、再生計画に基づく弁済を行っていた。

2 株式会社 U2

(1) U2 の商号・本店所在地・目的等は、次表の通りである。

商号	株式会社 U2
本店	略
目的	略
発行済株式総数	100 株
資本金の額	1000 万円
株式の譲渡制限	株主総会の承認が必要
取締役・監査役	略
株主	略

(2) U2 は、平成 22 年 9 月 27 日、U1 から、食料品製造・販売事業を譲り受け、爾後、同事業の収益を原資にして、U1 に対し、毎年、事業譲渡代金の支払いを行っていた。

第 2 経営が困難になった原因

1 国内市場の状況

U1 が再生計画案を提出した時点では、原材料の単価は、約 1600 円/kg と想定していたところ、その後、商環境の変化が原因で、2011 年以降、価格が上昇し、現在も上昇傾向が続いており、2016 年 5 月には約 2700 円/kg と、2011 年比で約 70% も増加している。

他方で、食料品の小売価格は、外国産の安価な商品の輸入増により、一定水準で安定して上昇しておらず、従って、原材料の価格の上昇は、加工業者や、卸売業者、小売業者の売上総利益の縮小をもたらしている。そして、小売業者の大型化・寡占化が進み、弱い立場におかれる中間業者は、十分な売上総利益が確保できない状況に陥っている。

2 U2 の経営状況

このような中、U2 も、十分な売上総利益を確保することができず、2012

年6月期には、売上総利益が約5%あったものの、徐々に悪化し、2016年6月期には、約2%にまで著しく低下するに至った。

U2は、かような売上総利益率の著しい低下で、U1に対する事業譲渡代金の支払いや、固定費の支払いを行うために、売上額を増加させる必要があったところ、そのためには多額の運転資金が必要であるため、恒常的に資金不足に陥り、結果、さらに割高で食料品の原材料を購入せざるを得なくなるという負の循環に陥っていた。

以上のような経過で、U2は、経営状況が悪化し、買掛金の支払いも遅滞するなど資金繰りにも行き詰まり、自力で事業を継続することが極めて困難となった。また、これに伴って、U1も、平成28年以降、再生計画に基づく弁済を行うことができなくなった。

3 事業再生の必要性

仮に、U2が、何らの対策も取らないと、事業を廃止して、U1とともに清算するほかなく、清算した場合、特殊財務調査報告書（資料2及び3・略）の通り、債権者に対して低額の配当しか行えず、また、従業員の生活基盤や、取引先との関係も失われる事態となる。

そこで、かような事態を防ぐため、U2は、今般、後記第3で説明する方法で、事業の再生を図る次第である。

第3 事業の再生

1 スポンサー型による事業再生

- (1) U2は、上記第2の通り、自力で事業を再生することは極めて困難であるから、事業の再生を図るためには、スポンサーに、事業を承継する必要がある。

そして、今般、株式会社Sを経由して商品供給を受けていた株式会社Kをスポンサーとして、食料品製造・販売事業を承継してもらい、その対価として5000万円を得ることとした。

- (2) この点、U2は、毎月、営業損失を計上している経営状態であるから、スポンサーを選定するために、候補者を募り、入札手続きを行うなどの時間的余裕は全くない。また、食料品の原材料の単価の急上昇という市場の構造的な要因で、U2が営業損失を計上していることからすれば、異業種の会社がスポンサー候補となる見込みは全くない。

他方で、同業種で、U2の商流の川上に位置する株式会社Kがスポンサーとなれば、シナジー効果を十分に発揮して、事業の再生を図ることが十分に期待される。

以上の通り、株式会社KをU2のスポンサーと選定することは相当といえる。

- (3) また、U2の事業の価値は、株式価値分析報告書（資料4・略）の通り算定されているところ、同事業の承継の対価である5000万円は、同事業の価値を上回っているから、相当といえる。
- (4) なお、株式会社Kの商号・本店所在地等は、次表の通りである。

商号	株式会社 K
本店	略
目的	略
発行済株式総数	200 株
資本金の額	1000 万円
取締役	略

2 事業再生の具体的方法

(1) スキーム（私的整理イメージ図。資料5・略）

U2が、食料品製造・販売事業を、会社分割（新設分割）によって、新設会社に承継させ、新設会社からその対価として交付を受けた株式の全てを、新設分割が効力を生じた日に、株式会社 K⁽¹⁶⁾ に対し、金 5000 万円で売却し、同日代金 5000 万円を受領する。そして、これを原資に、U1 の再生債権者に対し、一括して、一部弁済を行う。

そして、U1 の再生債権者以外の、U2 と取引を行っている債権者は、新設会社にもその権利義務関係を承継させるが、会社分割（新設分割）における債権者保護手続きに要する時間を省略するため、分割会社である U2 は、併存的債務引受けを行う。ただし、U2 は、株式会社 K から受領した金 5000 万円を、新設会社に承継される債権者に対して弁済を行わず、速やかに U1 の再生債権者に弁済を行う。

(2) 私的整理手続き

U1 が平成 21 年に民事再生手続きを既に行っていること、及び、法的整理手続きを取った場合に、相当な時間と相当な費用が必要となること等を考慮して、上記 (1) 記載のスキームは、法的整理手続きではなく、私的整理手続きで行う。

なお、今回の私的整理手続きは、対象債権者である U1 の再生債権者の全員から、同意を得られなくとも、上記 (1) 記載のスキームを実行する。ただし、同意書の提出を拒むものではないから、同意書の提出を希望する方は、同意書雛形（資料6・略）を参考に、同意書を提出されたい。

3 スキーム完了後の U1 及び U2

仮に、上記 (1) 記載のスキームを完了した後に、U1 及び U2 が、自ら、破産手続開始の申立てを行う場合、破産手続開始申立てに必要な費用（2 社分）、及び、裁判所に納める予納金額（2 社分）が必要となる。従って、U1 の再生債権者に対する配当原資が、それだけ減少することになる。

特に、上記 (1) 記載のスキームの通り、U2 は、株式会社 K から受領した金 5000 万円を、新設会社に承継される債権者に対して弁済を行わず、U1 の再生債権者に対してだけ弁済を行うから、この部分だけを捉えて、一見すると、U1 の再生債権者だけを有利に扱ったかのように見える。従って、管財型への移行のため、裁判所に納める予納金額が高額となる可能性が高く、U1 の再生債権者に対する配当原資が相当程度に減少することになる。

以上のような事情を考慮して、U1の再生債権者に対する配当を最大化するという観点から、U1及びU2は、上記(1)記載のスキームを完了した後に、自ら、破産手続開始の申立てを行うことはしない。

第4 経営責任

- 1 U2の代表取締役であるNUは、経営責任の一環として、所有する自宅の価値相当額から(不動産鑑定評価書ドラフト。資料7・略)、当該自宅に係る住宅ローンの残高を控除し、更に99万円を控除した残額に相当する金額を、U2に提供する。そして、同金額を、U1の再生債権者に対する配当原資に加算する。
- 2 U2の取締役及び監査役は、NUを除き、経営責任の一環として、新設会社の役員には就任しない予定であり、事業に今後関与しない。
 なお、スポンサーである株式会社Kの意向により、NUは、新会社の代表取締役役に就任する予定である。
- 3 NU(中略)らは、U1の再生債権者であるが、経営者又はその関係会社であるから、経営責任の一環として、本事業再生計画における弁済は一切受けない。
- 4 なお、NUをはじめU2の役員は、U1の再生債権について連帯保証をしていない。従って、NUを含むU2の役員は、自己破産手続開始申立てをしない。

第5 弁済額

- 1 U2が株式会社Kから新設会社の株式の対価として受領する5000万円、U1が保有する非事業用資産、及び、NUが経営責任の一環として提供する資産の合計額から、必要な費用を控除して、配当原資を算出し、これを、U1の再生債権者に対し、残高に応じて按分すると、弁済表(資料8・資料Ⅲ-4の通り)の通りとなる。
 なお、U1の代表者であるKTは、U1の再生債権者のうち少額の債権を、従前、順次買い取っていたため、本事業再生計画における弁済では、これを考慮して、U1の再生債権者の全員について、40万円以下の部分は、100%弁済をし、40万円超の部分を残高に応じた按分弁済とする。
- 2 U1及びU2が清算した場合の配当は、特殊財務調査報告書(資料2及び3・略)の通りであり、本事業再生計画における弁済は、これを上回っており、清算価値保障原則を充足している。

第6 今後のスケジュール(予定)

今後のスケジュールは、次表の通りを予定している。

平成28年8月18日午後1時	第2回債権者説明会
平成28年8月下旬	会社分割(新設分割)の手続きをスタート
平成28年9月上旬～中旬	会社分割(新設分割)効力発生日
平成28年9月中旬	U1の再生債権者に対する弁済を実施

また、代理人弁護士団の一員であり、公認会計士でもある者が作成し、当日債権者に報告した新設会社 U3 の株式価値分析報告書によると、分析結果は△ 279 百万円～13 百万円であった。

なお、本件私的整理による各債権者への予定弁済額も資料Ⅲ-4 の通り開示済みであり、第 1 回債権者説明会終了後に、事業再生計画に同意される債権者には、資料Ⅲ-5 の同意書⁽¹⁷⁾の提出を依頼した。

【資料Ⅲ-4】 弁済額計算書

弁済額計算書					
1. 弁済原資の算出					
① 株式会社 K からの株式譲渡代金				50,000,000 円	
② NU 社長による私財提供額					
自宅鑑定評価額		16,300,000			
住宅ローン残高 (H28/6/末時点)		10,759,563			
自由財産相当額の控除		△ 990,000	4,550,437 円		
③ U1 配当資産					
現金預金		154,299			
出資金/未収配当		1,723,157	1,877,456 円		
④ 手続費用					
私的整理費用 (消費税込み。消費税抜きの金額で配当原資の約 9%)		△ 5,000,000			
不動産鑑定費用		△ 162,000			
会社分割登記手続費用		△ 395,132	△ 5,557,132 円		
⑤ 弁済原資 (①+②+③+④)				<u>50,870,761 円</u>	
2. 弁済額 単位：円					
債権者名 (敬称略)	①再生計画に基づく弁済残額合計	②少額弁済額	③按分弁済対象額 ①-②	④按分弁済額 ※	⑤弁済額 ②+④
株式会社商工組合中央金庫	50,248,777	400,000	49,848,777	14,600,248	15,000,248
株式会社整理回収機構	39,907,423	400,000	39,507,423	11,571,361	11,971,361
株式会社 M 銀行	13,952,686	400,000	13,552,686	3,969,457	4,369,457
OK 信用金庫	12,346,567	400,000	11,946,567	3,499,040	3,899,040
OC 信用金庫	9,602,456	400,000	9,202,456	2,695,315	3,095,315
A 債権回収株式会社	9,099,809	400,000	8,699,809	2,548,094	2,948,094
大阪信用保証協会	7,426,196	400,000	7,026,196	2,057,909	2,457,909
株式会社 K 銀行	7,220,843	400,000	6,820,843	1,997,763	2,397,763
T 火災保険株式会社	5,535,689	400,000	5,135,689	1,504,196	1,904,196
大阪信用保証協会	4,979,805	400,000	4,579,805	1,341,383	1,741,383

A 信用金庫	1,328,399	400,000	928,399	271,920	671,920
M ファイナンス & リース株式会社	448,073	400,000	48,073	14,081	414,081
小計	162,096,723	4,800,000	157,296,723	46,070,767	50,870,767
(U2 関係者)					
A1	7,466,576				
A2	1,282,348				
SU	1,169,558				
KT	1,079,874				
NU	287,983				
小計	11,286,339				0
総計	173,383,062				50,870,767

※(50,870,761-4,800,000)×各債権者③金額÷157,296,723
1円未満切り上げで計算しております。

【資料Ⅲ-5】 事業再生計画に対する同意書

平成 年 月 日
株式会社 U1 御中 株式会社 U2 御中
事業再生計画に対する同意書
平成 28 年 7 月 29 日付けで、株式会社 U1 及び株式会社 U2 から提出された事業再生計画説明書の内容に同意します。
以上
(記名押印欄)
印

3 第 2 回債権者説明会

株式会社 U2 は、株式会社 K に対して、第 1 回債権者説明会での債権者の対応を説明して、交渉を詰め、契約締結の準備を整えた上で、平成 28 年 7 月 29 日再生債権者に対して、同年 8 月 18 日に第 2 回説明会を開催する旨の案内を送付した。

第 2 回説明会の要領は資料Ⅲ-6 の通りであり、説明の内容は資料Ⅲ-7 の事業再生計画説明書第 2 の通りである。

【資料Ⅲ-6】 第 2 回債権者説明会要領

株式会社 U1 及び株式会社 U2 第 2 回債権者説明会

第 1 日時等

日 時：平成 28 年 8 月 18 日（木曜日）午後 1 時開始

場 所：法律事務所内会議室

出席者：略

第 2 会次第

- 1 事業再生計画の補足説明
- 2 清算配当（平成 28 年 7 月末時点）の説明
- 3 質疑応答

第 3 配布資料

- 1 事業再生計画説明書 2
- 2 私的整理イメージ図
- 3 特殊財務調査報告書（U2）
- 4 特殊財務調査報告書（U1）
- 5 残高証明書
- 6 不動産鑑定評価書（正式版）
- 7 振込口座指定書

【資料Ⅲ-7】 事業再生計画書 2

事業再生計画説明書 2

平成 28 年 8 月 18 日

再生債権者 各位

株式会社 U1 及び株式会社 U2 代理人
弁護士 甲 野 太 郎

第 1 はじめに

平成 28 年 7 月 29 日付け事業再生計画説明書において、事業再生計画の内容を説明しているが、その後、株式会社 K との協議を進めたことにより、詳細部分が確定したので、本書は、この点を中心に、補足説明を行うものである。

第 2 事業再生の具体的方法

1 株式の売却先

平成 28 年 7 月 29 日付け事業再生計画説明書では、U2 が、新設会社からその対価として交付を受けた株式の全てを、株式会社 K に対して売却すると説明していたが、同社と協議を進めた結果、同社ではなく、同社の代表取

締役である TK に対し売却することとなった。

なお、株式売却代金は、従前の説明と同じく金 5000 万円である。

2 新設会社の概要

U2 が新設分割によって設立する新設会社の概要は、次表の通りである。

商号	株式会社 U3
本店	略
目的	略
発行済株式総数	100 株
株式の譲渡制限	株主総会の承認が必要
取締役	NU

3 まとめ

以上を前提とした事業再生のスキームの概要は、私的整理イメージ図（資料 2・略）の通りである。

第 3 弁済

第 1 回債権者説明会で配布した「弁済額計算書」（配布資料 8 番・略）記載の金額を、平成 28 年 9 月 12 日（月）に、弁済する予定である。

従って、本債権者説明会で配布している振込口座指定書に、内容を記入した上で、同じく配布している返信用封筒を用いて、平成 28 年 9 月 2 日（金）までに、返送されたい。

第 4 今後のスケジュール（予定）

今後のスケジュールは、次表の通りを予定している。

平成 28 年 8 月 19 日（金）	U2 と TK との間で、スポンサー契約書を締結
	U2 取締役会が、スポンサー契約書の締結と新設分割計画書を承認決議
	U2 従業員に対して、労働契約承継法に基づく通知を実施
平成 28 年 9 月 2 日（金）	振込口座指定書の返送期限
平成 28 年 9 月 4 日（日）	U2 株主総会が、新設分割計画書を承認決議
平成 28 年 9 月 5 日（月）	株 U3 が設立登記完了
	TK と株式譲渡の決済
平成 28 年 9 月 12 日（月）	U1 の再生債権者に対する弁済を実施

4 配当の実施

株式会社 U2 は、第 2 回債権者説明会の翌日の 8 月 19 日に、株式会社 K の代表者との間で、スポンサー契約を締結し、それに基づき、株主総会決議により新設分割を実施し、平成 28 年 9 月 5 日に設立された株式会社 U3 の株式全てを同日株式会社 K の代表者である TK に譲渡し、その代金として金 5000 万円を受領した。

そして、平成 28 年 9 月 12 日、再生債権者全員から配当金受取書を徴求の上で、資料Ⅲ-4 の計算書に従って配当を実施し、これにより私的整理は終了した。

なお、当然のことながら、株式会社 U3 に承継された商取引債権も全て、約定支払期日に支払を受けることができた。

注

- (16) その後、株式の買受人は株式会社 K からその代表者である TK に変更された。
- (17) 実際に同意書を提出した債権者はなかったが、再生計画に対する異議又は反対の意見を申し出る債権者も存在しなかった。

IV まとめ

今回は清算型ではあるが、事業存続型の私的整理の事例を 2 例紹介した。

N 株式会社の事例は中小企業再生支援協議会による準則型私的整理による再建が試みられた事例、株式会社 U1 の場合は民事再生手続という倒産法制による再建が試みられた事例であるが、いずれも当初再建手続きに失敗した 2 次破綻後に私的整理によって事業を存続することができた。

厳密には、2 次破綻時には新たな商取引債権者が発生していたが、収益弁済による配当実施のために新たに発生した流動負債を、2 次破綻後の私的整理の対象債権者に加えることは、債務者側にも債権者側にも念頭になく、それらの新債務については、事業譲渡又は新設分割時に、当然のように事業承継会社に引き継がれていることが多い。

また、N 株式会社の私的整理の事例では、私的整理が私的自治によって遂行されていることが、対象債権者間の利害が対立する問題について、債務者代理人が各金融機関債権者の意見を聴取し、債権者間の調整を試みながら、債務者としての立場を明確にしつつ、私的整理手続を進めている経過からも明らかである。破産手続きの場合のように、別除権行使後の不足額については、原則として不足額が確定してからでないと配当に預かり得ないといった硬直的な手続きの制約がないことが、合理的かつ速やかな手続の進行を可能にしている。

また、株式会社 U2、ひいては株式会社 U1 の事例は、私的整理着手後約 2 ヶ月程度で私的整理手続きが終了している。これは、破産手続開始決定から順次、債権者集会や債権調査期日の開催、配当の除斥期間等、それぞれ法定の期間の経過が必要な破産手続きには期しがたい迅速さである。

私的整理が、特定の債権者や債務者の代理人の腕力に依拠し、「無理が通れば道理がひっこむ。」ような経過を辿るのではない限り、それなりの経済的合理性を伴っていることが理解頂けるのではなからうか。